

## 次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成金交付要綱

(制定) 令和6年7月11日付6都環公地温第1810号

### (目的)

第1条 本交付要綱は、次世代型ソーラーセル社会実装推進事業実施要綱（令和6年3月18日付5環気計第1047号。以下「実施要綱」という。）第6-1に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下、「都」という。）の補助を受け事務を執行する次世代型ソーラーセル社会実装推進事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成金交付要綱（以下「本要綱」という。）において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き実施要綱において使用する用語の例による。

### (助成対象事業)

第3条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4条に規定する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 都の地域特性を踏まえ、都内での次世代型ソーラーセルの普及に向けた課題抽出及び効果検証を行うものであること。
- 二 発電効率や発電量、耐久性等の効果検証項目を適切に設定し、当初想定との乖離やその原因等について分析を行うとともに、可能な限り公表するものであること。
- 三 助成対象事業の成果を都内で引き続き活用し、かつ、都内での早期社会実装に向けて取り組む計画を有すること。
- 四 事業者が助成対象事業に係る研究開発計画、事業戦略・事業計画及び推進体制等に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を国内に有すること。
- 五 事業者が助成対象事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- 六 事業者が助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 七 令和7年12月12日までに完了するものであること。

(助成対象事業者)

第4条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第4 2

(1)に規定する者であって、かつ前条に規定する助成対象事業を実施するものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、助成対象事業者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者
- 四 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者
- 五 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、前条に定める助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- 六 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 2

(3)に規定する経費であって、次の各号のいずれにも適合するものとする。なお、人件費については、別表1のとおりとする。

- 一 助成対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
- 二 助成期間内に契約、取得、実施及び支払が完了する経費
- 三 助成対象の用途、単価、規模などの確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区別できる経費
- 四 財産取得に該当する場合は、申請者に所有権が帰属するものに関する経費

(助成金額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 2 (4)に規定する金額とする。

- 2 本助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象経費の合計額の3分の2を乗じて得た額とする。
- 3 本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 東京都内において、助成対象事業を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年3月31日まで、助成金交付申請書（別記第1号様式）、誓約

書（別記第2号様式）及び別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、交付申請を行わなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請のうち、予算残額を超えない申請案件について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、交付申請者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して1ヶ月以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

#### （助成金の交付決定及び通知）

第8条 公社は、前条の規定による申請があったときは、公社及び都の職員等で構成する審査会において、次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成対象事業者選定基準に定める審査基準に基づく書類審査及び必要に応じて行う現場調査等により、本助成金の交付決定額の合計が40,000,000円を超えない範囲において、本助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 公社は、前項の決定に当たり、本助成金の交付申請額の合計が40,000,000円を超える場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、当該助成金の交付決定額の合計が40,000,000円を超えないように減額した上で、助成金の交付を決定することができる。
- 3 公社は、第1項の決定において、助成金の交付を決定した場合にあっては、助成金交付決定通知書（別記第3-1号様式）により、助成金の不交付を決定した場合にあっては、助成金不交付決定通知書（別記第3-2号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の決定にあたり、本事業の目的の達成のために必要な条件を付すものとする。

#### （交付の条件）

第9条 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける者に対し、交付の条件として次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成対象事業者は、公社が本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合はこれに協力するとともに、公社が必要な資料及び情報を求めたときは公社の指定する期日までに公社に提供すること。
- 二 この助成金に関し、公社が必要と認めるときは、助成対象事業の遂行状況に関し報告を求め、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該助成対象事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該助成対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

- 三 この助成金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変更により助成対象事業の全部の一部を継続する必要がなくなったと公社が認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ公社の承認を受けるものとする。
  - 一 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
  - 二 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - 三 助成対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 3 助成対象事業が令和7年12月末までに完了しないとき又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により公社に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 助成対象事業の成果がこの助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、公社は期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることがある。
- 5 この助成金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、この助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - 一 偽りその他不正の手段によりこの助成金の交付を受けたとき。
  - 二 この助成金を他の用途に使用したとき。
  - 三 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
  - 四 予定の期間内に助成対象事業に着手せず、又は完了しないとき。
  - 五 暴力団若しくは暴力団員等に該当するに至ったとき又は法人その他の団体でその代表者、役員若しくは使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - 六 その他この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 6 前項の規定は、この助成金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 7 5一、二又は五に該当したことにより取消しを行った場合は、氏名又は名称及び取消しの理由を公表することがある。
- 8 この助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した助成金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることがある。この助成金の額の確定を行った後において既にその額を超える助成金を交付している場合も同様とする。
- 9 この助成金の返還を命じられた場合において、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）について年10.95パーセント割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）の納付を命ずることがある。

- 10 この助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 11 前項により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 12 この助成金の返還を命じられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する助成金があるときは、未納付額の限度においてその助成金の交付を一時停止し、又はその助成金と未納付額とを相殺するものとする。
- 13 助成対象事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成対象事業の完了した日の属する公社の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

#### （申請の撤回）

第10条 助成対象事業者は、第8条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の助成金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書（別記第4号様式）を公社に提出し、交付申請の撤回をすることができる。

#### （助成対象事業の承継）

第11条 助成対象事業の実施期間中に、助成対象事業者が変更された場合において、その変更により事業を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成対象事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成対象事業承継承認申請書（別記第5号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成対象事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、助成対象事業承継（承認・不承認）通知書（別記第6号様式）により、承継者へ通知する。

3 前項において、公社が助成対象事業の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は承継者に移転するものとし、この要綱上「助成対象事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

#### （助成対象事業の廃止）

第12条 助成対象事業者は、助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに助成対象事業廃止届出書（別記第7号様式）及び助成対象事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記第11号様式）、公社が必要と認める書類を添えて、公社に提出しなければならない。

(助成対象事業の変更)

第 13 条 助成対象事業者は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更申請書（別記第 8 号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

- 一 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、被交付者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- 二 事業目的及び事業効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、助成対象事業変更の承認又は不承認を決定し、助成対象事業変更（承認・不承認）通知書（別記第 9 号様式）により、助成対象事業者へ通知する。

3 公社は、前項において承認をした場合は、必要に応じ第 8 条第 1 項の規定による交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事情変更による交付決定の取り消し等)

第 14 条 公社は、本助成金の交付の決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成対象事業者情報の変更に伴う届出)

第 15 条 助成対象事業者は、名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成対象事業者情報の変更届出書（別記第 10 号様式）により公社に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 16 条 助成対象事業者は、第 8 条第 1 項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第 11 条に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、あらかじめ公社の承認を得た場合はこの限りでない。

(実績報告)

第 17 条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに助成対象事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記第 11 号様式）及び別表 3 に掲げる書類を添えて、公社に提出しなければならない。

- 2 助成対象事業者は、前項の実績報告書について、遅くとも令和7年12月19日までに公社に提出するものとする。
- 3 公社は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、次世代型ソーラーセルの検証状況その他の助成対象事業の成果に関する報告について協力を求めることができる。
- 4 第2項の規定による提出について、天災地変その他助成対象事業者の責に帰すことができないと公社が認める場合は、公社が認める期限までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び交付)

第18条 公社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容に関する書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金額確定通知書（別記第12号様式）により当該助成対象事業者に通知し、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 公社は、第8条第1項の規定による助成金の交付を決定した後、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 予定の期間内に助成対象事業に着手せず、又は完了しないとき。
- 五 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。
- 六 その他助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しを行ったときは、速やかに当該取消に係る当該助成対象事業者に助成金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、助成金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用するものとする。
- 4 公社は、助成対象事業者が第1項第一号、第二号又は第五号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該助成対象事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(助成金の返還)

第20条 公社は、第14条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成対象事

業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象事業者に助成金が交付されているときは、助成対象事業者に対し、助成金返還請求通知書（別記第 14 号様式）により期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 助成対象事業者は、前項の規定により助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期間までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成対象事業者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（別記第 15 号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び次条第 2 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

#### （違約加算金及び延滞金）

第 21 条 公社が、第 19 条第 1 項の規定による取消しをした場合において、前条第 1 項の規定による助成金の返還を命じたときは、助成対象事業者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 公社が助成対象事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成対象事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、助成対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 助成対象事業者は、前二項の規定による違約加算金及び延滞金の請求を受けたときは、公社が指定する期限までにこれを公社に納付しなければならない。

#### （他の助成金等の一時停止等）

第 22 条 公社は、助成対象事業者に対し、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該助成対象事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

#### （助成対象事業の経理）

第 23 条 助成対象事業者は、助成対象事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の書類を第 17 条第 1 項に規定する助成対象事業実績報告書兼助成金交付請求書を提出した日の属する年度の終了の日から 5 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 24 条 公社は、助成対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、第 8 条第 3 項の規定により助成金交付決定通知を受けた助成対象事業者に対し、助成対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は助成対象事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 助成対象事業者は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導・助言)

第 25 条 公社は、助成対象事業の適切な執行のため、助成対象事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成対象事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 27 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項

は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、この要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和 6 年 7 月 11 日付 6 都環公地温 1810 号）

この要綱は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

別表1 人件費単価一覧表

- (1) 「報酬月額（給与等）」欄から、従事者が該当する単価を使用する。
- (2) 「報酬月額（給与等）」は、基本給及び諸手当（賞与を除く。）で算出する。
- (3) 交付金額の算定に用いる人件費単価は、助成対象期間内の一番低い支給金額を基準とする。

単位：円

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給）
138,000未満	1,090
138,000～146,000	1,160
146,000～155,000	1,230
155,000～165,000	1,310
165,000～175,000	1,390
175,000～185,000	1,470
185,000～195,000	1,550
195,000～210,000	1,640
210,000～230,000	1,800
230,000～250,000	1,960
250,000～270,000	2,130
270,000～290,000	2,290
290,000～310,000	2,460
310,000～330,000	2,620
330,000～350,000	2,780
350,000～370,000	2,950
370,000～395,000	3,110
395,000～425,000	3,360
425,000～455,000	3,610
455,000～485,000	3,850
485,000～515,000	4,100
515,000～545,000	4,340
545,000～575,000	4,590
575,000～605,000	4,840
605,000以上	5,080

別表2 交付申請に必要な提出書類（第7条関係）

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	提出要否	備考
1	申請書	○	
2	申請事業企画書 (任意様式、A4版横 30 ページ以内、 PowerPoint)	○	【作成のポイント】 ※1 下記参照
3	法人登記に係る登記簿謄本(履歴事項全 部証明書)(原本)	○	直近3ヶ月以内のもの
4	会社・団体概要	○	
5	見積書	○	助成対象経費項目が分か るようにすること
6	設備・システムの仕様内容が分かるもの (仕様書等)	△	
7	現地写真	○	実施場所
8	その他公社が求める書類	△	

- ※1・事業の背景や目的、事業モデル、事業スキーム、各構成企業との関係性等、申請する事業の全体像が確認できること
- ・事業のスケジュール及び工程、実施予定地、導入する設備やシステム等、製品・サービスの調査研究、技術開発、実証、実装化までの取組詳細が具体的に確認できること
  - ・審査項目及び審査の視点に基づいた、見込まれる事業成果が、具体的な内容と根拠を元に示されていること
  - ・「達成目標」及び「達成目標の確認方法」について必ず記載すること

別表3 実績報告時に必要な提出書類（第17条関係）

No.	提出書類	提出要否	備考
1	助成対象事業の経費に係る経理関係書類	○	領収書
2	実証事業の目標達成状況が確認できる書類 ・効果検証の実施状況、発電効率、分析結果等	○	
3	事業の進行状況が確認できる書類	○	
4	助成対象事業の実用化を示す現地写真	○	
5	その他公社が求める書類	△	

